

市民運動データベース化の意義と課題

——東大阪市・「合田文書」の韓国への移管を事例に——

福 本 拓

論要旨

本稿では、大阪府東大阪市における市民運動に従事した合田悟氏（一九三二―二〇〇八）の遺した資料（「合田文書」）に着目し、特に韓国・国家記録院への移管に際して表出した諸問題と資料の有する価値について、関係者へのインタビュー調査をもとに検討した。調査結果からは、自前でのデータベース化が困難に直面したこと、およびその要因には市民運動に関わった関係者の高齢化という問題があったことが明らかとなった。そうした中、韓国への移管については、資料の永続的保存という点に加え、在日朝鮮人問題を韓国で広く知らしめるという意味で、概ね好意的に捉えられていた。しかし、韓国記録院が「合田文書」に「歴史資料」としての価値を見出す反面、資料に付随する関係者の思いや東大阪市の地域性といった点への配慮が不足しており、このことが関係者の不安を惹起していた。こうした韓国・国家記録院と関係者との認識の齟齬は、「合田文書」が単なる「歴史資料」ではなく、「地域資料」という性質を有しているが故に生じたと考えられる。従って、その保存・活用にあたっては、「地域資料」としての価値に対する意識も求められる。

I 本稿の目的

歴史資料の保存は、歴史学研究の進展のみならず、歴史教育に資するという意味でも重要なトピックである。とりわけその資料が特定の地域に関わるものである場合には、研究・教育にとどまらず、地域文化の継承・発展、あるいは地域アイデンティティの涵養にも重要な役割を果たしうる。本稿は、現代の人権に関わる歴史資料保存をめぐる意義・課題について、地域資料という観点を加味して検討することを主目的とする。

ここでいう「地域資料」には定まった定義が存在しないが、国史スケールの歴史資料との対比から、特に地域史・地方史の解明に寄与するローカルな性質を有するものと理解されよう。その意味では、いわゆる「地方文書」に代表されるように、これまでもローカルスケールの歴史資料の保存をめぐる問題は議論されてきた（浜田、二〇〇九）。しかし近年、特にICT（情報通信技術、Information and Communication Technology）の発展に伴い、地域と関連する歴史資料にはこれまでには無かった要素が加わっている。すなわち、デジタル機材が普及し、専門家以外の人々による資料作成が簡便になるとともに、ネットワークを介した共有を可能にする環境が整備されてきた。そしてその結果、人々の地域における生活の蓄積が、地域文化のアーカイブとなる可能性が拓かれたのである（河井・遊橋編、二〇〇九）。^① 昨今、行政のスリム化に伴って資料保存に対する公的予算が縮減される中、ICTを通じた保存・活用の実践は、今後ますます重要になると考えられる。

同時に、このような地域資料の保存手段と関与する主体の変化が、資料それ自体に対して新たな価値を付加している側面も見逃せない。そもそも、歴史資料の価値は、そのコンテンツ（内容）にとどまらず、メタデータ（作成者・作成時期や社会的コンテキスト）によっても構成される。一般の人々が資料の作成者と同時に利用者でもある状況は、メタデータの中に地域での（何らかの組織形態を含む）人的関係やかれらの「思い」と呼ぶ要素も含まれることを意味していよう。実際、地域の人々が主体的に関与する資料は、単に歴史的事実に関する学術研究にとどまらず、まちづくりや地域活性化にも寄与するものとして捉えられている。^② このことは、資料に内在する人々の生活や諸関係が、地域に対する情緒的なつながりを誘発させる機能を持つ可能性を示唆している。従って、現代の「地域資料」の意義や保存を議論する際には、そこに蓄積された人々の関係や感情といった側面にも着目する必要があるといえよう。本稿の分析に当たっては、この点に加え、そうした蓄積の背景にある地域性を含めて「地域資料」を捉えることにしたい。

ところで、近年注目を集めつつあるICTを用いた地域資料の保存・活用の多くは、資料が生成された地域での保存が前提とされている。しかし、地域での様々な事情により、そうした取り組みが実現しえない事態も想定される。このような、保存・活用の一連のプロセスを地域内で完結させられない状況にあつては、地域資料を地域外に移出するという選択肢も生じうる。しかしながら、移管に際して生じる問題、あるいは新たに生じる価値といった側面については、既存研究でも十分に検討されていない。

そこで本研究では、大阪府東大阪市において故・合田悟氏^{（つとむ）}が遺した「合田文書」を具体例として取りあげ、地域資料のデータベース化と地域外への移出をめぐる課題について分析・考察を加えたい。資料の詳細については次章で述べるが、この資料を取り上げる意義として、特に以下の三

点を挙げる。第一に、故人が自身の市民運動（地域活動）への参画を通じて蓄積した資料であり、地域資料としての性質が明瞭であることに加え、極めて良く整理され学術的な利用価値も高い。第二に、Ⅲ章で明らかにするように、本資料が最終的に日本国外（韓国）の公的機関に引き取られたという経緯がある。一般的な歴史資料が海外で保存・公開されることは珍しくないが、現代の地域資料が海外に移管されるという点で「合田文書」は希有な事例といえ、単に地域外というだけでなく国外に委譲される際の意義・問題を析出できる。第三に、合田氏の関わった地域活動が人権に深く関わるものであり、資料保存の意義が人権をめぐる社会運動の評価にも関わる点がある。

本稿では、以上に示した「合田文書」の意義を踏まえ、その保存・活用に関わる諸課題を、特に地域資料という視角から論じていく。具体的には、関係者に行ったインタビュー調査⁴（表1）や合田氏の逝去後に出版された諸資料に依拠し、資料の国外移管に際して表出した関係者の「思い」やその背景にある地域性を検討したい。

Ⅱ 合田悟氏の略歴と「合田文書」の概要

ここでは、具体的な整理作業に関する課題検討に先立ち、合田悟氏の経歴や携わった地域活動の内容等を踏まえ、資料の概要とその性格について確認しておきたい。なお本章の記述は、主に、合田悟さん追悼編集委員会『共生への思い―合田悟牧師 東大阪・草の根40年の歩み』（同発行、二〇一一年）と関係者より提供された資料に依拠している。

表1 インタビュー対象者

	中心的な活動	所属等
①K・O氏	東大阪せっけんの会、東大阪のごみを考える市民の会、プライバシーを考える市民の会	元東大阪自治労
②S・K氏	東大阪せっけんの会、東大阪のごみを考える市民の会、プライバシーを考える市民の会	元東大阪自治労
③K・C氏	うり・そだん **、東大阪国際交流フェスティバル	在日朝鮮人高齢者対象のデイサービスセンター代表
④K・S氏	日韓問題を考える東大阪市民の会	元東大阪自治労
⑤N・K氏*	日韓問題を考える東大阪市民の会、東大阪国際交流フェスティバル	元大阪市職労
⑥G・H氏	合田悟氏の遺族	—
⑦T・K氏*	日韓問題を考える東大阪市民の会、東大阪国際交流フェスティバル	元総評全国金属・小林電器労働組合
⑧H・J氏*	うり・そだん **、東大阪国際交流フェスティバル	東大阪市教職員組合
⑨Y・J氏	元・在日韓国人留学生（1984年に韓国で不当逮捕）	在日韓国人良心囚同友会

* NPO法人東大阪国際共生ネットワークの主要メンバー

** 夜間中学を卒業した在日朝鮮人高齢女性の学び・交流の場づくりを担う団体

(一) 合田悟氏 (一九三二～二〇〇八) の略歴と活動の概要

東大阪市における合田悟氏の活動は後述するように極めて多岐に亘るが、本職は日本自由メソヂスト教団の牧師で、東大阪市の源氏ヶ丘教会がその活動の拠点となっていた。同氏は一九三二年五月に大阪市西成区に生まれ、一九四七年にキリスト者であった母に連れられ教会を訪れた後、一九四八年に洗礼を受け、新制の今宮工業高校を卒業と同時に、一九五一年に神学校(大阪キリスト教学院神学部)に入学した。一九五五年に神戸愛隣教会・三宮伝道所牧師に任ぜられた後、一九六二年には布施市(現・東大阪市)の足代教会に転任し、以降同地での市民運動に積極的に関わっていく。

合田氏の市民運動への関与、とりわけ在日外国人問題への関わりの端緒は、一九六〇年代後半のキリスト者による靖国神社国有化反対運動、および、その過程で韓国系のキリスト教会も含めて巻き起こった出入国管理法改正への反対運動であったようだ。この運動は一九六九年にはキリスト者を中心とする「在日外国人の人権を守る会」へと発展し、合田氏は法的地位問題を中心に在日外国人問題へのコミットメントを深めていく。

周知の通り、一九六〇～一九七〇年代は、安保闘争をはじめ社会運動が最も盛んだった時代である。在日外国人問題についていえば、上述の出入国管理法のほか、日立就職差別事件(一九七〇年)など、全国レベルでの社会運動の隆盛が見られた。初期の合田氏の活動も、こうした時代背景の下、キリスト教の全国的なネットワークとの関係で展開されていたことは確かである。しかし一方で、運動を通じ、東大阪というスケールでの地域に対する関与の萌芽も見られた。

こうした地域での関係形成という側面については、個別の運動(ベ平連などの反戦運動や三里塚闘争、部落解放運動など)を通じて地域の関係者と接点を持ったほか、国会議員を勤めた上田卓三氏⁵⁾の事務所スタッフを務めたことで、市民運動の担い手と知己を得た部分⁶⁾も大きい。もちろんその背景には、東大阪市の地域性―全国有数の在日朝鮮人人口を抱え、また、被差別部落問題をはじめ解決すべき社会問題が地域内に明瞭な形で存在していた―があり、地域ベースのさまざまな運動が湧出する機運があった。ただし、ここで注意したいのは、合田氏が当初から地域をターゲットとする活動を展開していたわけではなかった点である。合田氏と地域との関わりにとって重要な契機となったのは、一九七六年の在日韓国人政治犯救援運動であった。すなわち、前年の「一一・二二事件」⁷⁾によって韓国内で不当逮捕された在日韓国人留學生の李東石氏に対し、合田氏を中心メンバーの一人となって救援運動を組織化したことが転機となった。合田氏は、李東石氏の出身高校(布施高校)の関係者や知己

を得た人々に結集を呼びかけたほか、東大阪市にも働きかけ、一九七六年六月の東大阪市議会による「李東石さんの速やかな釈放に関する要望決議」採択の立役者にもなった。

一九八〇年代になると、上田卓三事務所との関わりは薄くなっていたこともあり、合田氏は独自の活動の方向性を模索するようになる（後述）。政治犯救援運動は、一九七七年には「日韓問題を考える東大阪市民の会」の結成へと発展したほか、表2に示す地域活動の多くが一九七〇年代後半〜八〇年代に立ち上げられている。この点からも、政治犯救援運動がきっかけとなり、合田氏の活動が東大阪という地域に根差したものになっていった流れが窺える。一九九〇年代以降も、表2の諸団体を母体に、東大阪市に対し外国人問題をはじめとする地域課題の解決に向けた交渉を続け、二〇〇〇年代には「東大阪市外国人住民施策有識者会議」の副座長を務めるに至った。こうした活動の一方で、一九九六年には「東大阪国際交流フェスティバル」の呼びかけ人という役割も果たした。このイベントは、「わたしのまちはアジアのまち、わたしのまちは世界のまち」をスローガンに、在日朝鮮人や中国帰国者をはじめアジア各地域にルーツを持つ人々が集い、地元住民も含めた国際交流の促進を目的とするものである。同フェスティバルに関して特筆すべきは、それまでの合田氏の地域活動を通じた人的関係をベースに、朝鮮総連・韓国民団という二つの民族団体が合田氏の呼びかけに応じて共に参加した点である。⁸⁾ 東大阪市のさまざまな団体が、思想・信条の違いを乗り越えて協働し、二〇一二年まで十七回の開催を数えるに至っている。

合田氏が東大阪市の地域活動に大きな役割を果たしたことは、図1からも窺える。すなわち、その活動はいわゆる「多文化共生」に限っても非常に多岐に亘っており、同市における市民運動の中心的人物の一人であったことは疑いない。従って、合田氏の活動に関わる資料は、東大阪市の地域性を背景に、様々な人々との関係を通じて蓄積されたものといえる。この点は、地域資料としての「合田文書」の骨子を成しており、保存をめぐる意義・課題の検討にあたって十分に意識される必要がある。

(二) 「合田文書」の概要

関係者の間で「合田文書」と呼ばれているものは、以下の三つに大別される。一つは、運動で使われたチラシや資料が綴じられた《運動資料ファイル》(図2)がおよそ七〇〇冊あり、分野別かつ時系列に収められるとともに、ファイル内の資料も日時順に並べられるなど、極めてよく整理されている。二つ目は、《活動ノート》と呼ばれるもので、B5サイズの大学ノート六五冊で構成され、関わった運動の会議の議事概要が、日付

表2 《運動資料ファイル》に見る合田悟氏の携わった市民運動（一部）

- ・ 日韓問題を考える東大阪市民の会
- ・ 出入国関連法案
- ・ 指紋押捺拒否（外登法）関係資料（外キ連*）
- ・ 外国人登録法関係文書
- ・ ○○○君外登法裁判
- ・ 婦日政治犯の在留資格関係資料
- ・ プライバシーを守る東大阪市民の会
- ・ 東大阪市個人情報保護審議会
- ・ ごみを考える東大阪市民の会
- ・ 靖国法案反対文書
- ・ 反ヤスクニ・反天皇（平和と憲法）
- ・ 東大阪国際交流フェスティバル
- ・ NPO東大阪国際共生ネットワーク
- ・ 東大阪市外国籍住民施策懇話会
- ・ 部落解放（部キ連**）
- ・ 日韓友好の会
- ・ 三里塚斗争・関西新空港斗争
- ・ 救対関係（甲山・南民戦・東アジア・死刑他）
- ・ 平和と憲法を守る東大阪市民の会
- ・ 地域斗争・労組
- ・ 入管による退去強制手続きと子どもの権利ネットワーク関係文書
- ・ アジア・アフリカ（外国人労働者）
- ・ アムネスティ関係資料
- ・ うり・そだん
- ・ 東大阪市消費者団体協議会
- ・ 東大阪市環境保全対策会議
- ・ 東大阪石けんの会

注)《運動資料ファイル》に記載の簿冊ファイルのタイトルから主要なものを抽出した。

*「外登法問題と取り組む関西キリスト教連絡協議会」の略称。

**「部落問題に取り組むキリスト教連帯会議」の略称。

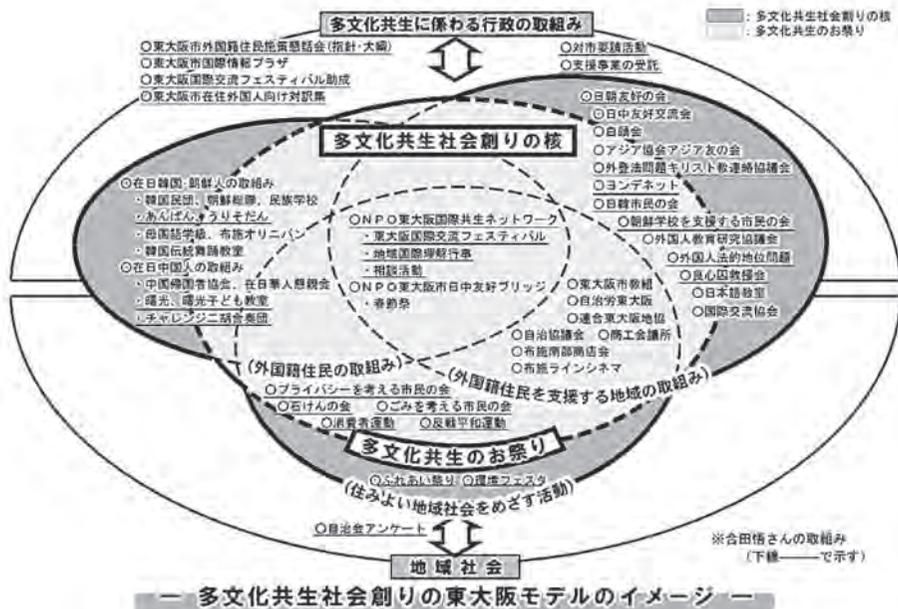


図1 東大阪市における多文化共生のまちづくりと合田氏の活動との関わり
 注) 西山健一郎氏（NPO法人東大阪国際共生ネットワーク）より提供。

順に書かれている。このノートは、単に時系列で整理されているだけでなく、各巻の冒頭にはインデックスが付され(図3)、すぐに該当箇所を参照できるようにになっているほか、各会議事の内容の先頭部分には前後の会議録の掲載箇所が示される(図4)など、ファイルと同様に整然と編集されている。従って、これら二つの資料は連動しており、《活動ノート》での議事を手がかりにファイル内の現物をあたることも可能である。そして第三は、合田氏が教会で従事していた「密航者」の支援活動に関する《相談ファイル》である。これは、支援を求めてやって来た正規の在留資格を持たない人について、渡航の経緯や日本での生活の詳細、その後の対応過程等を記した記録であり、「密航者」のライフヒストリーが示された資料ともいえる。ただし後述するように、この《相談ファイル》は前二者の資料とは直接リンクされておらず、また、個人情報の問題もあり、亡くなるまで関係者のほとんどにその存在は知られていなかった。

以上から、「合田文書」の一つの特徴として、合田氏自身が資料の大部分を体系的に整理していた点を挙げうる。もちろん、合田氏は「折に触れて引っぱり出して見ていた」(⑥G・H氏)ことから、自身の活動のために適宜参照・活用していた。しかしそれと同時に、例えば「個人として残さず、運動の資料として残したかったのではないか」(③C・K氏)と示唆されるように、後の世代の活用が意図されていた可能性もある。ただ、運動の実践過程で蓄積された資料であるがゆえに、《相談ファイル》に限らず、運動に関わった人物の個人名がそのまま記載されている。そのため、資料の活用にあたっては個人情報保護の問題も考慮に入れねばならず、この点はIV章で述べるように資料の移管に際しても懸案の一つになった。以下の記述では、「合田文書」のこうした特徴を踏まえ、整理・保存の具体的過程で浮かび上がった課題や、韓国への移管の経緯について論じていく。



図2 《運動資料ファイル》の一部

MEMO No. 64

外遊法・外キ連・代表者会・URM	5: 9/21 代表者会 52: 10/11 外遊法 147: 3/6 OKM 修繕	18: 9/21 外キ連 76: 10/20 外遊法(文)	46: 10/13 国際体 92: 1/27 代表者会	62: 10/5 URM 修繕 114: 1/22 外キ連
国際交流フェスティバル	16: 9/20 実行委②	66: 10/25 実行委③	77: 1/27 実行委	107: 1/13 実行委
NPO 東大阪国際共生ネットワーク	27: 9/30 実行委 155: 3/4 実行委	66: 10/25	90: 1/15 実行委	118: 1/27 実行委
外国新懇話会	20: 9/25 実行委	97: 1/24 懇話会⑥	157: 3/5 懇話会	
国際化推進協	160: 3/4 実行委			

注) 《活動ノート》各巻の冒頭には、会議の議事がテーマ別にまとめられたインデックスが貼付されている。図中の数字は《活動ノート》のページ数を、日付は実際に会議が開かれた日を表している。

図3 《活動ノート》のインデックス (一部)



注) 図の一部を加工している。上部には、この会議 (9/6) に関わる前の記述が《活動ノート》63巻 127頁 (7/19)、後の記述が同じ巻の p.29 (10/4) にあることが示されている。

図4 《活動ノート》におけるクロス・レファレンスの例

III 「合田文書」の整理過程

(一) 関係者自身による整理

「合田文書」のうち、《活動ノート》については、合田氏が運動関連の会議で常に机上に置いていたこともあり、その存在は関係者の多くに知られていた。しかし、《活動ノート》の全容と《運動資料ファイル》《相談ファイル》の存在が判明したのは、二〇〇八年一〇月に合田氏が亡くなって以降のことであった。そして、同年一二月の送年会の席上、「合田文書」のデータベース化に向けた動きが具体化することになる。ある参加者から、韓国の故・文益煥牧師（シン・ユンファン）の事例を引き合いに、自分たちで「合田文書」の保存・公開をすべきという提案がなされ、翌二〇〇九年一月に開催された「合田悟牧師を」偲ぶ会（オモヒノケ）において、出席者を前に資料保存を目指すことが発表された。この時点と前後して、データベース化の実施については、合田氏が代表理事を務めていたNPO法人「東大阪国際共生ネットワーク」に遺族より託される

ことになった。しかし、実際の作業過程を考える前に、二月の時点で合田氏の所属教会から資料を速やかに移動しなければ処分するという通告があり、まずは資料の一時的な保管場所を探す必要が生じた。その際、⑨Y・J氏より親族の経営するマンションの空き部屋を提供するという申し出もあったが、資料の膨大さゆえに辞退せざるをえなかった。結局、関係者のついで東大阪市内の一軒家を借りられることになり、そこへ移されることになった。運搬の際、資料の量は二トントラック一杯分にもなったという。「合田文書」のデータベース化は、関係者も知り得ていなかった膨大な資料群の、当座の保管場所の確保からスタートしたのである。

このように、当初は資料の保存が最優先の課題であり、明確な活用のイメージや整理工程のプランがあったわけではなかった。保存・活用に向けた実際の作業が動き出したのは、同年三月、関係者より紹介を受けた三名の研究者（筆者を含む）が「合田文書」の保管された一軒家を訪問し、かれらとデータベース化に関する打合せを行って以降のことである。研究者からは、「合田文書」を地域資料として関係者自らが保存することの重要性が強調され、関係者側も同様の思いであるという認識が共有された。その後、筆者を中心にデータベースのアーキテクチャ設計を行い、第一段階の作業として《運動資料ファイル》の目録（リスト）作成を行うこととなった。具体的には、その後のデータベース上での検索や電子データの追加工程を意識し、各ファイル簿冊の収録範囲（開始・終了年月日）と簿冊タイトルの一覧を作成する作業である。この時点では、関係者自身が保存作業に関わることの意義や思いを踏まえ、筆者らは保存のための「手法」を提供するにとどめ、実際の作業は関係者がボランティアで行うことになった。整理手法が確定した後、さっそく目録の整理がスタートし、およそ月一回のペースで関係者が集まって作業を進め、一年六ヶ月後の二〇一〇年一〇月に目録の完成をみるに至った。

この間、《運動資料ファイル》と併行して、《活動ノート》についても整理を進めることになった。はじめに保管用としてノート六五冊のコピーを作成した後、《運動資料ファイル》の電子アーカイブ化も意識し、ノートに記された議事内容をスキヤニングするとともに、運動の名称や日時のデータを付することで、キーワード・日時で検索可能なデータベースの作成を目指した。《運動資料ファイル》と同様に、アーキテクチャ設計を筆者が担当し、二〇一〇年八月にはデータベース様式のひな形を関係者に提供し、その後の作業イメージの共有が図られた。この時点で、個人情報との関係から取扱いが困難な《相談ファイル》を除き、「合田文書」のデータベース化の基礎ができあがったといえる。そして、二〇一〇年一〇月に「合田牧師没後二周年の集い」が開催された際、関係資料の展示が行われるとともに、最終的なデータベース作成の目標が参加者に示されることになった。

しかしこの段階に至り、膨大な資料の電子化にあたって、ボランティアのみに依拠した作業継続は困難な見通しになった。また、機材の購入に多額の経費を要することから、民間の文化事業助成に申請してその費用を賄う計画が立てられた。すなわち、日韓の文化交流に対する助成を実施している（財）韓哲文化財団に対し、「合田文書」データベースの作成・公開を目的に掲げ助成金の申請を行った。もちろん、この際の書類作成は関係者自身で行われた。ここからも、「合田文書」のデータベース化は、原則として関係者の主体的関与によって展開していったといえる。

（二）韓国・国家記録院への移管の経緯

ところが、大方の予想に反し、同財団への申請は不採択という結果に終わった。《運動資料ファイル》七〇〇冊の目録作成だけでも相当の日数・労力を要し、関係者の中では、「最初の整理作業でのリスト作成だけでも資料の膨大さに圧倒された」（①K・O氏）、「膨大すぎて整理する労力が追いつかない。リスト作成だけでもしんどい部分もあった」（③C・K氏）といったように、これ以上の自前での作業は難しいという認識が持たれ始めていた。従って関係者は、助成の不採択により、当初の目標である資料のデータベース化と公開が達成困難な状況に追い込まれた。

その後、二〇一一年五月になり、韓国・国家記録院（National Archives of Korea, 국가기록원）の臨時職員が作業の実施主体であるNPOにコンタクトし、同院で《運動資料ファイル》《活動ノート》《相談ファイル》を一括で引き取り、電子アーカイブ化した上で公開するという話が持ちかけられた。その背景には、当時の国家記録院が日本国内の在日朝鮮人関係の歴史資料収集を精力的に行っていたこと、および、この職員が以前留学した際に東大阪市の在日朝鮮人問題を研究しており、その過程で「合田文書」の関係者と知己を得ていたことがあった。

関係者にとってこの提案は「まさに渡りに船」（⑤N・K氏）であり、また、この直後、データベース化作業に中心的な役割を果たした⑦T・K氏が長期の入院を余儀なくされたことから、この申し出を受けて資料の移管可能性の検討が始まった。後述するように、本来関係者の自助による地域での保存が目指されてきた経緯もあり、海外への資料移出については（個人情報問題等も含め）慎重な意見もあったが、同年九月には前向きに考えるという一応の同意が得られた。しかし、その際、国家記録院が「合田文書」の全てを引き取るわけではないことが問題になった。すなわち、在日朝鮮人関係の資料コレクションという目的からして、表2に示す「東大阪せつげんの会」や「東大阪市民のプライバシーを守る会」といった活動の関連資料については、引き取りに消極的な姿勢が示されたのである。さらに、国家記録院からは、歴史資料を保存するという目的に照らして、電子化するにしても、原本の引き取りは譲れないことが強調された。

最終的な結論を出せない中、二〇一二年一〇月には国家記録院の担当者数名が実際に東大阪市へ来訪し、「合田文書」の現物サンプルを確認する機会が持たれた。その際、年度内の予算による《活動ノート》の電子アーカイブ化が提案されたため、関係者は早期に結論を出す必要に迫られた。最終的には、交渉の過程で国家記録院側が原本のハードコピー提供に同意したことで、同院と「合田文書」の管理を委託されたNPOとの間で協定が締結された。そして、電子アーカイブ化の第一弾として《活動ノート》が提供され、二〇一二年一月にはその成果物が関係者に提供されるに至っている。

本章で示した経過は、端的には次のようにまとめられよう。すなわち、当初は地域での資料の活用を目指し、関係者自身によるデータベース化が目指されていたが、「合田文書」の量的問題や資金の不足もあり、その実現が困難な状況が生じた。その後、韓国・国家記録院からの申し出を契機に海外での資料保管の可能性が探られ、種々の問題点に関する交渉を経た後、最終的には国外での資料保存・電子アーカイブ化が目指されるという形で決着をみた。次章では、こうした過程で浮き彫りになった「合田文書」の性質や保存をめぐる課題について、インタビュー資料をもとに検討する。

IV 「合田文書」の保存・移管過程で現出した諸問題

(一) 地域で保管することの限界

データベース化作業の開始当初、関係者はどのような思いを抱いていたのだろうか。「合田文庫」のような夢があった」(①K・O氏)という言葉に集約されるように、関係者にとっては自らが携わった活動が体系的に保管され、自分たちの足跡が示されているとともに、「利用する人との間に新たなつながりが生まれるようにしたい」と、これからの地域での活用に対する期待感が膨らんでいた。筆者も、そうした思いを実現すべくデータベース化の技術を提供したが、現実問題としては、自前での作業は立ちゆかなくなった。

しかしながら、こうした結果は、個人の処理能力の限界という側面だけに還元できるわけではない。言い換えれば、以下の二点に示すように、資料の性質や運動の背景にある地域性が大きく影響していたのである。すなわち、第一に、当初の《運動資料ファイル》の目録作成が、簿冊の転記と入力という単純作業に終始し、「自分のことが記された資料の具体的内容には興味があったが、他のメンバーが黙々と作業している中で、

手を休めてじっくり見ることはできない」(⑨Y・J氏)など、資料の自身を確認できる状況にはなかった点が挙げられる。関係者の中では、長らく市民運動に関わった経験から、「節目節目で成果や見通しを出していかないと、続けて参加する気持ちになりにくい」(⑦T・K氏)という認識も持たれており、関係者に月ごとの作業の進捗を知らせる案内が出されるなどしていた。しかし、『運動資料ファイル』の詳細を検討できない中では、具体的な活用のイメージを描くことは難しい。結果的に、資料の膨大さゆえに、利便性の高いデータベース作成はハードルが高く、また、資料の自身の検討を後回しにせざるをえず、それらが関係者自身による作業継続を困難にさせた部分があった。

第二に、一点目とも関わるが、関係者の高齢化や人材の不足という問題も影響していた。関係者の中には、自治労や教職員組合の元メンバーも含まれており、^①「地域での運動に関心を持つ後継者が組合の中で育っておらず、今後の整理作業を担える人材がいらない」(①K・O氏)、「運動を引き継ぐ者がいないから、自分たちの世代で決着を付けなければいけないという思いがある」(④K・S氏)など、組織そのものが市民運動への関わりを弱めているという認識が示された。ただし、ここで強調しておくが、合田氏の活動自体は既成の団体組織の内部で展開されていたわけではない。むしろ実情は、「合田さんが自らの運動目的の実現のために組合を利用してたとさえ言える」(④K・S氏)ほか、故人は参加する人々の組織的バックボーンにはこだわらず、「参加した人達がゆるくつながっているようなイメージ」(②S・K氏)の下で市民運動が進められてきた。例えば在日朝鮮人運動に関しては、「もともと大阪市生野区で運動をしていたが、そこでは各人が団体の看板を背負って参加しているような印象だった。東大阪へ移ってきて、運動の雰囲気は全然違っていた。合田先生を中心に、個々人がそれぞれの意思で参加しているような感じ」(③C・K氏)であったという。また、既成の組合からは、合田氏に批判的な意見も寄せられたという。自らも自治労のメンバーであった②S・K氏は、「組合の中では、そういう活動はやめとけというような意見もあった。しかし、とにかく合田さんと一緒にやっているのが楽しかった」と語っている。

換言すれば、こうしたしがらみにとらわれない合田氏の姿勢があったからこそ、例えば「東大阪国際交流フェスティバル」の開催にあたり、スタンスの異なる団体―典型的には、朝鮮総連と韓国民団―の参加が可能になったともいえる。しかし同時に、個人でつながっているが故の限界も看取できる。実際、個人での参加とその継続には、それ相応の動機付けが欠かせない。前章で述べた救援運動のほか、全金枚岡闘争など、一九七〇～八〇年代の東大阪市には解決すべき明瞭な社会的不平等や社会的不正が存在し、人々が結束する上での目標も明確であった。「合田文書」の関係者はこの時期に地域活動への関わりを深めていったこともあり、資料整理に携わった中心メンバーのほとんどが五〇代後半～六〇代で占められ

る。従って、直接的には関係者の高年齢化や余力の乏しさが原因だとしても、その背景には運動が展開されてきた時代のコンテクストがある点は見逃せない。換言すれば、本項で示した一連の問題は、「合田文書」の「地域資料」としての要素―地域性やそれを背景とする人的関係―から生じた部分があるといえる。しかし同時に、「合田文書」の独自性やその価値もまた、「地域資料」という側面に内在していることも指摘できよう。

(二) 韓国へ移管することの問題と意義

「合田文書」のデータベース化が困難になる中、自分たちの手で保存したいと考えていた関係者にとって、海外への資料の移管は複雑な思いをもって受け止められた。「国の公的な施設が引き受けるべき資料」(⑨Y・J氏)という意見のほか、「一括で保存できなくても、研究者のネットワークの中で分散して持ち合うような形態もありうる」(⑥G・H氏)など、国外での保存・公開という選択肢は念頭になかったこともあり、記録院への移管は必ずしも最善の策とは考えられていなかった。だが、「大阪のエル・ライブラリーも、〔行財政改革の中で〕いつまで持つかわからない」など、労働運動の専門的な資料館ですら存続が危ぶまれる中で、「海外とはいえ公的機関で保管されることは、資料を散逸させないという点では重要」であり「確実な受け入れ先が無い中、やむを得ない選択」(④K・S氏)、あるいは早期の決断を迫られる中で「これ以上ない選択」(⑧H・J氏)と評価された。移管に際しては、「合田文書」の関係者によるアクセス権利がどの程度担保されるかが問題となったが、この点については記録院との交渉の中で一応の決着をみた。

しかし、韓国・国家記録院への移管は、資料へのアクセスとは別に、「合田文書」の生成過程に由来する問題も表面化させた。それは、合田氏の運動の中で政治犯救援運動が重要な位置を占めることから生じたものであり、端的には個人情報をめぐる記録院とのやり取りの中に見出せる。そもそも「合田文書」の諸資料は、具体的な運動の過程で蓄積されてきたため、個人名・団体名がそのまま記載されている。東大阪の関係者からは、資料の全容を確認できておらず判断しかねるため、(とりわけ《相談ファイル》については)個人名をマスキングした資料から順次提供するという方法が提案された。しかし国家記録院側は、原資料保管の必要性という観点からこれを承諾しなかった。¹³⁾とはいえ、公になった際の影響を計りかねる《相談ファイル》を除き、「仮に個人名が出てもそうそう困る人はいない」(②S・K氏)ことから、ここでは一般的なプライバシー保護が問題となっていたわけではない。むしろ、合田氏の運動が韓国の軍事政権と対峙してきたことに由来する懸念が存在している。そのため、「運動への関わり上、韓国〔の権力〕に対するアレルギーは全くゼロというわけではない」(④K・S氏)ほか、「韓国の公的機関へ移管するとい

うことは、情報関係者もそれを見るのではないか」(⑥G・H)といった懸念も示された。当事者にとっては、「民主化を経て、国民による監視の目もあるし、今さら蒸し返すようなことはしないだろう」が、「政権が変わったときに、資料に含まれる(韓国内の保守派などの)関係者が、資料そのものを処分しないアクセス不能にするのではないか」(⑨Y・J氏)という点も不安であると指摘された。⑨Y・J氏が問題視した、政権交代による「合田文書」保管への影響可能性については、②S・K氏、④K・S氏らも言及しており、国外の政治情勢という不確定要素に加え、「合田文書」の持つ特徴―特に、個人情報記載と韓国の軍事政権への抵抗運動―自体が、韓国への移管に対して容易には払拭しがたい懸念を生じさせているといえる。

しかし一方で、韓国への移管を問題視しない見解、あるいは、移管をむしろ積極的に評価する意見も出された。前者に関しては、例えば資料のオリジナリティに関する次のような意見が挙げられる。すなわち、「合田文書」ほど体系的ではないにせよ、「《運動資料ファイル》に含まれている資料は、かなりの部分、自分たち(自身の関わった活動に関して)」が持っている部分とかぶっている」(②S・K氏)ために、原本が地域に残らないこと自体が問題とされているわけではない。また、市民運動の実践という側面に関しても、「資料がなくても運動の継承は日本でできる」(③C・K氏)、「自分たちもそれぞれ歴史を持って運動をやってきたから、それ自体は資料がなくても続ける」(④K・S氏)といったように、必ずしも原本全ての地域での保管が望まれているのではなく、資料へのアクセスが担保されれば十分と見る向きもある。このことの背景にも、「合田文書」の生成過程に由来する特徴の影響を看取できる。すなわち、運動の経過とともに蓄積されてきたために、その価値は現物限りの歴史資料という部分ではなく、「欠落が少なく体系的に整理されている点にこそある」(②S・K氏)。従って、関係者の中では、将来的な活用のイメージが不明慮なまま所持するよりは、活用可能性が大きい場所に移すメリットもまた認識されている。

後者については、合田氏の活動の主要部分が、在日朝鮮人の多住地域という地域性を背景に展開してきた点と深く関わっている。「日本で残すか韓国で残すかを考えたとき、韓国で『在日』の課題を資料として知らしめる意義が勝ると思う。韓国では本当に『在日』のことが知られていない。合田先生の運動のベースに『在日』の問題があって、運動の資料を韓国で残すということは、韓国ですっぱり抜け落ちていく『在日』史を埋める大きなチャンスだと思う。自分自身も、『在日』という立場でみたときに、韓国内で活用されることを望む気持ちがある」(③C・K氏)という発言からは、合田氏の関わった運動および「合田文書」の内容に照らし、むしろ韓国内での活用が資料の意義をより明確にしうる可能性が示唆されている。また、⑨Y・J氏は、韓国での無罪判決を求めた再審請求に際して、「かつてやってくれた弁護士が高齢で引き受けられない

というので、別のついで頼んだ弁護士がいるのだが、その人が『在日』のことを全然知らない。反共教育を受けた世代だからかもしれないが、なぜ『在日』が韓国国内で政治犯として逮捕されたのか。弁護士でさえその程度の理解だから、一般の人はずっと知らないことを痛感したという。従って、「韓国で『在日』のことを理解してもらうために、資料が役立つかもしれない」(9・Y・J氏)という期待を抱いている。

これら二人の意見は、いずれも自身の在日朝鮮人という立場を意識して、韓国での保存・活用に積極的な意義を見出している。こうした評価は、上述した韓国への移管に伴う問題点と同様に、単に国外というだけではなく、移管先が韓国であるがゆえに生じている点で興味深い。このことに関連して、「これが韓国でなく、アメリカへ行くということであれば、事情は全く変わってくる」(8・H・J氏)、「父が逮捕までされた韓国に資料が行くというのは、ある意味では面白い部分もある」(6・G・H氏)という指摘は非常に示唆的といえよう。

端的にまとめれば、以上に述べた整理・保存・移管をめぐる問題や意義には、合田氏の活動や「合田文書」の特徴が色濃く反映されているといえる。まず、資料蓄積過程における地域での人的関係についていえば、特定の団体に依拠しない個人を単位としたつながりという側面が指摘できる。このことは、地域内の社会問題に対する思想・信条を超えたアプローチを可能にしていた反面、資料整理に費やせるリソースが限定されるという状況も生み出した。次に、韓国への移管に関連して、合田氏の活動の中心が在日朝鮮人に関するものであったがゆえに生じた問題・意義が挙げられる。関係者が経験した政治犯救援運動は、韓国の軍事政権への抵抗にほかならず、それゆえに同国での資料保管のあり様に不安が持たれていた。しかし、それと同時に、韓国国内で在日朝鮮人問題に対する関心が低いことを踏まえ、韓国での保管に積極的な意味を見出す意見もみられた。

なお、こうした「合田文書」の特徴、とりわけ韓国との関係をめぐる問題・意義は、同資料が東大阪という空間的範囲に限定されない性質を帯びていることも浮き彫りにしている。それは、すなわち、在日朝鮮人のトランスナショナルな本質―かれらは日本国外との関係によっても規定される存在である―に由来している。そして、「合田文書」がこうした特質を有する背景には、東大阪市に多数の在日朝鮮人が居住するという地域的文脈がある。その意味では、韓国との関係もまた、「合田文書」に付随する地域性の一部として理解できよう。次章では、この点も踏まえ、特に記録院とのやり取りから生じた問題を考察し、同資料の保管・活用に向けた課題について整理したい。

V 資料移管に関する課題の考察と対応策

(一) 韓国・国家記録院への移管に伴う問題

「合田資料」が一般的な資料の保存と大きく異なるのは、地域資料でありながら国外に移管されたという経緯・結果にある。もちろん、資料が在日朝鮮人に関わるという意味で、韓国への資料委譲に意義が認められることは先述した通りである。しかし、前章でも部分的に言及したが、国家記録院と関係者とのやり取りの中では、さまざまな問題も生じた。結論から言えば、その原因は記録院側が「合田文書」の「歴史資料」としての価値にのみ着目し、「地域資料」の側面に十分目を向けなかったことにある。以下では、記録院のスタンスに関わる具体的内容について論述するとともに、今後の資料保存・活用に対する私見を述べたい。

まず、両者間の認識のズレが生じた要因として、「合田文書」の蓄積に関連した人的関係や運動の性質について、記録院側の理解が十分でなかった点を挙げる。韓国への移管に際しては、その功罪について、遺族より委託されたNPO内で何度も議論の機会が持たれた。記録院側から決断を迫られる中で、関係者が考えの拠りどころとしたのは、「合田さんの身になって考えようか?」(⑤N・K氏)という部分であった。例えば、「悩んだ上で考えた。ゼロが一になるならOKじゃないかと合田さんは言うかなと思って。何もしないよりは、不十分でもやるべきという立場の人だった」(⑦T・K氏)、あるいは、「ご本人の遺志として、使ってくれというのがあるのではないか。むしろ後の活用を前提に整理していたように思う。かつて民主化運動の資料の一部を韓国に提供されたとき、ご本人は本当に誇らしげだった」(③C・K氏)というように、改めて合田氏との関係を思い起こし、記録院への資料委譲を積極的に捉えようとする意見も聞かれた。これらの発話からは、自力でのデータベース化が困難な見通しの中、関係者が逡巡しながらも気持ちの整理をつけ、韓国への移管を合田氏との関係の中で肯定的に評価しようとしたことが窺える。

しかし、記録院は「歴史資料」としての「合田文書」の保存形態にこだわる余り、関係者による苦渋の選択という部分への配慮が不足していた。もちろんその背景には、先述したように、かれらが政治犯の救援に絡んで(現在とは体制が異なるとはいえ)韓国の政権に対する抵抗運動に従事していた経緯がある。この点に鑑みると、国家記録院は在日朝鮮人の資料保存にあたり、自らの(特にかつての軍事政権と在日朝鮮人の関係

に対する) ポジショナリテイを明確にするべきであったといえる。

次に、一点目とも関連するが、国家記録院の関心が、「合田文書」のうち特に在日朝鮮人や韓国に関わる資料にのみ集中している事実を指摘できる。《活動ノート》と《運動ファイル》について、記録院は最終的にワンセットでの引き取りを了承したものの、それは関係者側からの申し入れがあつて実現したことであつた。とはいえ、関係者も、在日朝鮮人に関わるテーマを「合田さんの活動のシンボリック側面」(⑧H・J氏)と捉え、韓国でこの問題への理解を広めうることに併せ、記録院の関心の持ちようを否定的に評価しているわけではない。ただ、「切り口によって資料の位置づけは異なってくる。牧師としての父という立場もあるし、活動の原理を理解しようとするれば全体として資料を見る必要があるのではないか」(⑥G・H氏)、「合田さんは『法』を超える問題提起をしていたのだと思うが、そこに表れている合田氏の思想とはどのようなものだろうか」(⑦T・K氏)というように、資料の一部にのみ価値を見出してそれを切り離すことは、合田氏の思想体系の理解を阻む危険性がある。図3に示すように、合田氏は運動の内容に応じて資料整理の方法を変えていたわけではないし、合田氏自身は「名義貸しはしない人だった。自分の名前が挙がった以上は、どれだけ忙しくても、関係する会議には必ず来ていた」(③C・K氏)という。

残念ながら、記録院側は「合田文書」を「在日朝鮮人問題に関する資料」と同一視しているくらいがある。そのため、合田氏が実績をあげた活動内容や立場の異なる人々の紐帯となつた意味を、十分に認識しているとは言い難い。実際のところ、記録院の「合田文書」に対する姿勢は、単に関係者を不安にさせるだけでなく、資料に対する合田氏や関係者の関わりを不明瞭にする可能性もある。この点に関連して、今回のインタビューで示唆された、一九八〇年代に「合田文書」の整理フォーマットが定まつた経緯は見逃せない。すなわち、上田卓三事務所を離れて独自に市民運動への関わりを強めていく中であつて、「もともととは一定の枠内でやっていかざるを得なかつたが、一九八〇年代以降は足かせがなくなつた部分もあると思う。意地もあつただろう」(①K・O氏)、あるいは、「『日韓市民の会』という拠点ができて、それ以降に運動の方向性が固まつていったのではないか。そのあたりから資料の体系的整理が始まつたのかもしれない」(③C・K氏)というように、「合田文書」の蓄積過程において合田氏の運動への関わり方の変容があつた。¹⁵⁾ 例えばこの過程の評価は、「合田文書」を総体として扱うことで初めて可能になるといふよう。以上に示した韓国・国家記録院による「合田文書」へのアプローチからは、「合田文書」に備わる地域資料としての価値に対する認識が乏しいことが窺える。こうした記録院側の問題は、《相談ファイル》をめぐるやり取りにも表れている。合田氏による「密航者」の支援は、「父の独自の仕事で、他にあるものではなく、本人も自信を持っていた」(⑥G・H氏)という意味で、歴史資料としての価値は高い。しかしながら、この

活動記録は被支援者の生存に関わるものでもあるため、「滅多に人には言わず」¹⁶「ややこしいものは廃棄していたようだ。シュレッダーもかなり早くから導入していたし」(⑥G・H氏)というように、合田氏自身が極めて慎重に取り扱っていた。関係者の多くが、資料的価値の高さと活用可能性を認めつつも、《相談ファイル》を慎重に扱う必要性を意識し、提供の具体的方法については判断を保留している。記録院が、施設の性質上、歴史資料としての価値を最重要視する立場も理解できないではないが、一方的に譲渡を求める姿勢には問題があると言わざるをえない。

筆者は、国外への、あるいは韓国への資料移管を必ずしも否定的に評価したいわけではない。むしろ、ここで主張したいのは、「合田資料」の地域資料としての特質や、その背景にある人的関係への配慮が不可欠という点である。そこで次節では、今後の資料の保存・活用を考える上で、記録院側が留意すべき具体的内容について提言したい。

(二) 課題に対する対応の方向性

合田氏の死去後に「合田資料」の全容が明らかになった際、関係者がデータベース化を通じて望んだことは、地域での新たな人的関係づくりのきっかけとすることであった。前章でも述べたように、合田氏の関わった地域活動への参加者は次第に高齢化している。その背景には、例えば「二〇一一年の日教組の全国大会で、外国籍の児童の教育に関する部会では、「いわゆる『ニューカマー』の報告が大勢を占め」「在日」に関する報告は一つしかなかった。今、地域では、見ようとしなければ見えない問題になっている」(⑧H・J氏、強調部は筆者)というように、東大阪での地域問題の特性が変容したため、既存の運動フレームワークに若い世代が参入しにくくなっている現状がある。だからこそ、関係者は、「今の若者を見ているとかわいそうに思う。これから若い世代を育てていくために、資料がどのように活用できるのか」(⑦T・K氏)、「運動を若い世代につないでいくのに課題がある。社会参画していきたい、いけるだろうという30代をどうやって巻き込んでいけるのか」(③C・K氏)といったように、データベースを地域の将来に還元したいという願いを共有していた。

国家記録院は、現在のところ、データベース化の完了次第、NPOに対しアクセス権を保証することを確約している。しかし、上述した関係者の考えを踏まえると、単に歴史資料としてのアクセスが問題になっているわけではないことが理解されよう。記録院には、関係者が地域に対して活用しうるイメージを呈示する責務があると思われる。

このほか、テクニカルな問題として、個人情報保護については一定のポリシーが示されたものの、原資料の著作権の問題については結論をみ

ていない。その一因として、移管完了後の資料の「使われ方」について、関係者と記録院との間で最終的な合意が得られていないことがある。「我々遺族は著作権を完全に放棄したつもりではなく、仮に復刻するような可能性もあるとするなら、NPOに対して資料の取り扱いを委託したとはいえ、一度くらいは遺族に挨拶に来るべきでは。そもそも売れるような類の資料でないことはわかっているので、お金云々の問題ではなく、誠意の問題」(⑥G・H氏) というように、遺族に対しても真摯な対応がなされたとは言いがたい。記録院では、「合田文書」の委譲と保存が最優先課題と位置づけられており、著作権といった資料の「使われ方」に伴う問題への対応が疎かになっている印象は拭えない。従って、今回の事例は「国外」への移管であるという事実を重く受け止め、(著作権も含め) 利用に際して生じる問題について、関係者への説明を尽くすべきといえる。

さらに、前節で言及した記録院のポジショナリティに関わる問題でもあるが、「結局のところ、国家記録院がどのような性質の施設なのかよくわからない」(③C・K氏) など、記録院自体の設立経緯や目的などが十分に理解されていないことも指摘しておきたい。国家記録院は韓国内でものような位置づけの施設なのか、あるいは、他にどのような資料が保管されているのかといった点は、「合田文書」の活用価値を推し量る上で重要な要素であろう。

以上の対応策に共通するのは、記録院が「合田文書」の地域資料としての側面―東大阪の地域性や合田氏をめぐる人的関係―を適切に評価し、その上で関係者の懸念を払拭することである。関係者からは、「使用されなければその資料の価値は生まれない」(⑥G・H氏)、あるいは「活用する価値が、原本を地域で保存する価値を上回る」(⑤N・K氏) というように、韓国での活用に大きな期待も寄せられている。本稿の検討からは、「合田文書」の移管にあたって記録院側に求められているのは、「合田文書」をめぐる人々の「思い」への共感、および、その背後にある「地域」への理解であることが明らかになったと考える。

VI おわりに

本稿では、東大阪市の市民運動から生まれた「合田文書」を事例に、その保存をめぐる具体的な過程に焦点を当て、地域での保存の難しさと海外(韓国)への移管に際して生じた課題について分析を行ってきた。本稿での検討内容は、次のようにまとめられる。

故・合田悟氏が遺した「合田文書」は、はじめ運動で関係を持った地域の人々の手によって保存・活用が目指されたが、資料の目録作成を終え、

資料の膨大さ故に作業の継続が困難になった。この結果をもたらした要因としては、労力の限界とともに、運動の担い手の高齢化の影響も指摘できる。また、資料の具体的な中身を検討する余裕がなかったことも、関係者によるモチベーションの維持にとってマイナスの影響を与えていた。関係者自身によるデータベース化が行き詰まる中、韓国・国家記録院から資料の引き取りの申し出があり、様々な思いを抱えつつも最終的には移管に同意した。しかし、「地域資料」としてのデータベース化を目指した関係者からは、懸念と期待という相反する見解が示された。つまり、政治犯救済運動といった運動の性質に由来する個人情報の問題、そしてそれに付随して生じる政権交代時の資料の取扱いが懸念される一方で、韓国での在日朝鮮人問題への理解促進に役立てうる点に意義が見出されていた。

こうした資料保存をめぐる一連の動きや評価の背景には、「合田資料」の「地域資料」としての性質や同資料に関わる社会関係が色濃く表出しているといえる。例えば運動の担い手の高齢化は、個人でのつながりという側面が強かったこと、および、一九七〇年代の明確な目標をもった運動を母体としていたことに由来している。また、「歴史資料」の観点から保存を進めようとする国家記録院に対し、関係者は活用の観点から一定の評価をしつつも不安を抱いていた。それは、「合田資料」の背景にある社会関係に関する理解不足、一部の資料への関心の偏り、関係者の「思い」に対する配慮の乏しさといった点に起因している。言い換えれば、「合田文書」は、在日朝鮮人をはじめとした外国人の多住地域であるという東大阪市の地域性や、合田氏が携わった市民運動、そしてその中で生成された社会関係と不可分なものであり、こうした「地域資料」としての特徴が、「歴史資料」としての側面を重視する記録院と関係者との間に認識のズレを生じさせていたといえる。

近年、韓国内の一部の大学・研究所などで在日朝鮮人史に対する関心が高まり、日本国内での資料収集が始められつつあるという。¹⁷ 本稿で論じた「合田文書」をめぐる問題は、こうした取り組みに対しても示唆する部分が大いと思われる。すなわち、在日朝鮮人に関する歴史資料の中でも、特に社会運動や地域活動に関連したものは、そこに関わった日本人を含む地域の人々の存在も内包されているのである。従って、これらの施設に対しては、在日朝鮮人問題を在日僑胞の苦難として捉えるだけでなく、問題に立ち向かった人々やその背景にある地域性も含めて総体的に理解する姿勢も求められよう。

最後に、「合田文書」の今後についての私見を述べて本稿の締めくくりとしたい。Ⅲ章およびⅣ章で述べたように、関係者は複雑な思いを抱えつつも、最終的にはより広範な活用も期待して韓国への移管に同意した。このことは、資料が活用されてこそ「合田文書」の価値が生まれるといふ関係者の期待の表れでもある。従って、資料の公開とアクセスがスムーズになされるよう研究者の側からの働きかけも必要であろうし、実

際に「合田文書」を活用した研究が今後精力的に取り組まれる必要がある。そして、そのためには、研究者がこの資料の存在を広く知らしめ、活用の機会をより多く創出することに貢献すべきである。もちろん、資料の利用に際し、合田氏および関係者への敬意を持って臨む姿勢が重要であることは言を俟たない。とりわけ資料の性質に鑑みると、人権や市民運動に関わる多くの研究者の関与が望まれよう。筆者もそうした研究者の一人として、「合田文書」活用の方途を探っていきたいと思う。

文献

- 河井孝仁・遊橋裕泰編（二〇〇九）『地域メディアが地域を変える』日本経済評論社
- 総務省関東総合通信局情報通信連携推進課（二〇一〇）『地域住民参加型デジタルアーカイブの推進に関する調査検討会 報告書』同発行
- 谷合佳代子（二〇一〇）「働く人々の歴史を未来に伝えるエル・ライブラリーー」『橋下改革』がもたらした地域資料保存の危機と打開」『歴史科学』二〇二号、三九―四八頁
- 浜田弘明（二〇〇九）「指定管理者制度と公立博物館の民間管理」『地方史研究協議会編『歴史資料の保存と地方史研究』岩田書院、五三―六二頁
- 毛利康秀（二〇〇八）「日本におけるデジタルアーカイブの成立と課題に関する一考察」『日本大学文学部人文科学研究紀要』七五号、一二三―一四一頁

注

- (1) その典型例として、阪神大震災（一九九五年）、新潟県中越地震（二〇〇四年）、東日本大震災（二〇一一年）といった災害後の資料保存の取り組みがあげられる。
- (2) こうした取り組みの具体例については、総務省関東総合通信局情報通信連携推進課（二〇一〇）などを参照されたい。
- (3) 地域住民による地域資料の編纂・活用作業のうち、特に資料の電子化を伴うものは、「デジタルアーカイブ（電子アーカイブ）」「地域アーカイブ」「データベース」など様々な名称で呼ばれる。ただ、これらは必ずしも厳密に区別されて用いられてはならず、地域住民が主体となり、従来は看過されてきたような地域資料の編纂を指すという点で共通する（毛利、二〇〇八）。「合田文書」に関していえば、資料の編纂作業の当初より関係者によって「データベース」と呼称されてきたこともあり、本稿では主として「データベース」という用語を、これらの概念を総称するものとして用いることにする。
- (4) インタビューは、対象者一人につき一回、喫茶店・事務所・飲食店等で、基本的に一対一で行い、おおむね一時間半〜二時間程度を要した。インタビューに負担にならないよう録音はせず、その場で発話内容を書き取り、インタビュー終了後すぐに文字起こしを行った。事実関係が曖昧な点については、後日、電話ないしEメールで問い合わせた。以下、本稿でインタビュー内容を引用する上では、表1に基づき、例えば①のインタビューの発話内容を引用する際には、「〇〇〇」（①K・O氏）のように表記する。筆者による注記は□で示す。
- (5) 上田卓三氏は、一九三八年大阪市東淀川区生まれで、高校卒業後、部落解放同盟（大阪府連合会）の一員として組織拡大に努め、全国解放教育研究会の設立にも携わったほか、一九七三年には大阪府中小企業連合会（中企連）設立に主体的な役割を果たした。一九七四年、運動を背景に日本社会党の公認で参議院選挙に立候補（落選）した後、一九七六年の衆議院選挙（旧大阪四区、東大阪市を含む）で当選し、以降六期一六年間にわたって議員を勤めた。落選後は政界を引退し、部落解放同盟の主要職を歴任した。

- (6) 「一九七〇年代後半の上田卓三事務所は、社会運動に関わる人間の梁山泊と言えるような状況だった」(①K・O氏) という。
- (7) 朴正熙政権下の一九七五年一月二三日、韓国中央情報部(KCIA)が大学に北朝鮮のスパイを装った在日韓国人留学生がいるとして、強権的に拘束し、容疑をでっち上げた事件。多くの留学生が無実の罪で逮捕されたうえ、死刑判決を受けた者もいた。このとき、嫌疑をかけられた人々に対する支援運動が、日本各地で展開した。
- (8) 二〇一一年現在、実行委員会に加わっている団体は計23(韓国民団布施支部、韓国民団東大阪南支部、韓国民団枚岡支部、東大阪近畿経友納税会、朝鮮総連東大阪南支部、朝鮮総連東大阪支部、在日本朝鮮商工会、東大阪朝鮮初級学校、東大阪朝鮮初級学校教育会、関西在日華人懇話会、東大阪市日中友好交流会、東大阪中国帰国者協会、東大阪市国際交流協会、(社)アジア協会アジア友の会、東大阪市教職員組合、自治労東大阪労働組合、東大阪市在日外国人教育研究協議会、東大阪民族講師会、東大阪同胞保護者会、長栄夜間中学校、太平寺夜間中学校、特定非営利活動法人ウリソダン、日韓問題を考える東大阪市民の会)に及ぶ。
- (9) 文益煥氏(一九一八―一九九四)は、韓国の民主化・統一運動で活躍したキリスト教牧師で、運動の過程で幾度となく投獄を経験した。韓国・大田には、同氏の活動資料を収めた資料館があり、多くの活動家が訪れ故人の業績の大きさに思いを馳せるといふ。合田悟氏と同氏の出会いは、一九八八年にさかのぼり、以降親交を深めた(合田悟『文益煥氏の急逝を悼んで』文益煥牧師と出会った頃のこと、『共生への思い―合田悟牧師 東大阪・草の根40年の歩み』に所収)。
- (10) 朝日新聞二〇一〇年一〇月三日付朝刊に掲載された⑦T・K氏のインタビュー。『共生への思い―合田悟牧師 東大阪・草の根40年の歩み』にも再録されている。
- (11) もともと東大阪市の職員組合は日本共産党の影響力が強かったが、地域問題への関心は薄かったという(④K・S氏、⑤N・K氏)。被差別部落問題への取り組みを背景に、職員の中に地域問題への関心を強める者が現れ始め、その延長で合田氏との接点を持った。こうした職員の中には、後の自治労の設立に関わった者もあり、合田氏が自治労と関係を持つ契機にもなった。この経緯は、合田氏関わった市民運動の全容を明らかにするために詳細が明らかにされる必要があり、今後、「合田文書」を活用した研究が行われることを期待したい。
- (12) エル・ライブラリーは大阪産業労働資料館の通称で、労働運動に関わる諸資料(組合、企業、市民団体)の保存・公開を担っている。同館の役割と近年の補助金縮減をめぐる状況については、谷合(二〇一〇)を参照された。
- (13) 管理・公表にあたっては、OECDの個人情報管理のガイドラインに準拠することが、記録院側から関係者への説明で示された。
- (14) 一九八九年、韓国・ソウルで国家保安法違反容疑で不当拘束された。
- (15) いわば運動的方法論的な変容であって、運動に際しての思想的スタンスの変化ではないことは再度強調しておきたい。
- (16) 実際、『運動資料ファイル』《活動ノート》とは異なり、関係者のほとんどが合田氏が亡くなるまでその存在を知らなかった。
- (17) 外村大氏(東京大学大学院総合文化研究科・教授)のご教示による。